

## 『承安五節絵』の似絵性について

—住吉内記系の模本による—

山 本 陽 子

### 要旨

承安元年（一一七一）の五節行事を描いたという『承安五節絵』は、すでに原本が無く、数度の転写を経たいくつかの模写本によって、辛うじてその図様を伺うしかない。それでもこの絵巻を注目すべき理由は、人物の顔貌が似絵として表された最初期の作品であることがある。

本図の似絵性として、顔貌の似絵的表現、人物の大部分に官名と名前、年齢が記され、「人物の相貌に一種の個別性」があること、人物が重なり合わず、後ろ向きの人物も顔が見えるように振り向いて描かれていることが、すでに指摘されている。しかしこれらの言及は情況証拠の域を出ず、具体的な個々の顔貌表現やその相似性に踏み込むものではなかった。『承安五節絵』の大半の模本では顔貌描写のほとんどが省略され、これらの顔貌表現によって原本の似絵性を具体的に確認することは困難とあきらめられていたのである。

ところが住吉内記の署名を伴う系統の、東京国立博物館蔵（甲）本・東海大学附属図書館桃園文庫蔵本・京都大学附属図書館蔵本・早稲田大学図書館蔵（乙）本・小堀旧蔵本の五本は、丁寧に透写されているので、

原本の筆勢を偲ばせるには至らぬながらも、個々の人物の顔の輪郭、眉や目鼻立ちの表現には差異が見られる。各人物のこれらの特徴を五模本の間で比較すると、非常に高い割合で一致する。このような顔幅の広さや髭の有無は、明確な形として伝わりやすい特徴があるので、当初からのものであった可能性が高い。そこでこの住吉内記系譜模本の個々の顔貌表現そのものの比較によって、原図の人物が似絵として描かれたか否かをあらためて検証した。

## 序

本論の目的は、『承安五節絵』の公卿の顔が似絵として描かれたか否かを、対象となる人物の面貌の相似性に基づいて検討することにある。

『承安五節絵』とは、承安元年（一一七一）の宮中における五節行事を描いた絵巻であるが、原本の所在はすでにわからず、その図様は江戸後期の複数の模写本によつてうかがうより他はない。それにもかかわらずこの絵巻が注目に値するのは、似絵として描かれたとすればまさにその発生期の作例にあたるという理由による。

似絵とは、「特定の人物の顔の特徴をつかんで似せて描く」ことを特色とした肖像表現である。その起源については承安三年（一一七三）、九条兼実による『玉葉』の最勝光院の障子絵の記事、

かりなり。絵師は光長云々。（以下略）

が、文献上の初出であり、ここから似絵は専門絵師ではない貴族の藤原隆信によって創始されたと考えられている。しかし隆信の作と確定された作品は無く<sup>(2)</sup>、当初の似絵がどのようなものであったかは、子孫の信実らの作例から類推されるのみである。

平安末期における似絵の出現は、身分が高い人物ほどその姿をあからさまに写し描くことがはばかられ、貴人の肖像画がほとんど存在し得なかつた時代から、天皇や貴族それぞの個性を捉えた写実的な肖像画が生み出される鎌倉時代への、肖像画観の転換点に位置する。このため近年の日本中世の肖像画を巡る論争のいづれの立場においても、創始期の似絵についての考察は、避けて通れぬものとなっている。

しかし似絵について論じられる場合、これらの『玉葉』承安三年条の最勝光院の障子絵の記述や、『月詣和歌集』の加茂重保堂の障子の歌人の肖像の記事については多く言及されても、模本とはいえ当時の公卿たちの肖像を主体とした絵画作品である『承安五節絵』が取り上げられることがほとんど無いのはなぜであろうか。

御堂御所の障子の絵、その数あり。（中略）そのほか女院御所には、仁安后位のときの平野の行啓、ならびに去年院号ののちの日吉の御幸などを図せらる。おのおの供奉の大臣以下、あはせてその面貌を写図せらる。馬権頭隆信その道に堪なるに依りてこれを図す。これ人面ば

『承安五節絵』は古くから知られ（第一章参照）、その似絵性もすでに指摘されて久しいのである。昭和二十九年には梅津次郎が「鎌倉時代大和繪肖像画の系譜」<sup>(4)</sup>において、天皇の姿を隠す表現との対比の中で、この絵巻が「参列する主要人物はすべて既に似絵として描かれている」と述べている。

また、源豊宗は「承安五節絵について」<sup>(5)</sup>の中で、この絵巻の似絵性として、人物の大部分に官名と名前、年齢が記されていること、「その相互の人物の相貌に一種の個別性が見出され」ること、個々の人物の顔が重なり合わず、体が背を見せている人物も、顔を後ろに振り向けて相貌をあらわしていることを挙げている。

さらに「承安五節絵考」の鈴木敬三も、「それぞれ個性を描き分けて似絵の面影」と言い、宮次男も「鎌倉時代肖像画と似絵」<sup>(6)</sup>で、節会に出席した人々がすべて描かれていること、名前と年齢が示されていることから、明らかに記録性と肖像性が認められるとして、人物の面貌が「引目鉤鼻」とは根本的に異なる、目鼻立ちを写実的に描写した表現法であることを指摘している。

このように『承安五節絵』自体が似絵と認知されながらも、似絵を論ずる場で言及されることが少ないのでなぜなのか。同じく模本ではあっても建保六年（一二二八）の似絵の絵巻の『中殿御会図』は、しばしば論中に引用されているので、模本という理由のみで検討の対象にされなかつたわけではない。

その要因として、まず『承安五節絵』の模本の大半が、人物表現より

### 『承安五節絵』の似絵性について ——住吉内記系の模本による——

も有職故実に重点を置いた高橋宗直系<sup>(注8)、(3)参照</sup>で、原図の似絵性をたどり難いと見なされたことが挙げられる。さらに先の諸説の似絵であるとする論拠が、似絵の核心である肖似性に基づいたものではなく、具体的に個々の顔貌表現を取り上げてその近似性の有無を断ずる段階までには至らぬ、いわば情況証拠の域を越えていないことに因ると考えられる。

しかし全ての模本が人物描写が検討の対象となり得ないほど省略されたものなのか、模本に基づいて似絵の眼目である「個々の人物の相似性」を確認することは、全く不可能なことであろうか。

#### 一群の『承安五節絵』の

模本の中には、わずかながら住吉内記による奥書の模写を伴う系統がある（図1）。これらの住吉内記系模本では、いずれも各公卿ごとに眉や目鼻立ち、顔の輪郭が異なって描かれているのである。もちろん模写を重ねた末のものなので、原本にあつたかもしれないそれぞれの個性の微妙な表現まで期待することはできない。しかしこれらの模



図1 早大乙本『承安五節絵』一段 参集する公卿たち

本が各人物の顔立ちの違いを意識して模写されたものならば、少なくとも髪の有無や顔の幅が広いか細いかのような明確な差異の痕跡をつかむことができるのではないか。

そこでこれらの住吉内記系模本によって、原本の顔貌に意図的な個別の差異があつたのか、本人との相似性を意図して描かれたものか否か、あらためて具体的に『承安五節絵』の似絵性を検討したい。

### 一 住吉内記系『承安五節絵』模本について

『承安五節絵』の原本は、『看聞御記』によれば永享三年（一四三二）には三巻で、摂政が所持していたとされる。『考古画譜』によれば応仁年間にこれを屏風として土佐広周が雲や松を補筆し、元和六年（一六二〇）に住吉如慶（内記）が模写したものを再び絵巻の形としたというが、原本の所在も判らず如慶自身の手になる模本も伝来しない。<sup>(注6参照)</sup>

しかし『承安五節絵』の模写本は江戸時代後期にかけて多く作成され、二十本程が現存するという。これらは川島絹江により国文学の視点から、各本の紹介と詞書の校異が行われている。<sup>(8)</sup> 現在確認されているものの形状は何れも絵巻か冊子であり、これらは川島の分類により、詞書が左下がりの乱れ書きで第六段が欠落し、松と柳が描かれ、有職故実家の高橋宗直の奥書きを持つものと、詞書が色紙型に書かれ、全段が揃い、住吉内記の奥書きを伴うものと、両者の中間型との三系統に大別されている。

圧倒的に多いのは前者の高橋宗直系であるが、川島によれば、宗直系が有職故実に重点を置くものであるのに対し、後者の住吉内記系は装束

や髪形、詞書の字配りまで正確に写し取ろうとする姿勢のものであると  
いう。<sup>(8)-(9) 参照</sup> 実際、宗直系では建築や配置に関しては正確ながら、人物の顔は  
一様に同じ顔立ちにしか描かれないので、顔貌表現の比較に用いること  
はできない。従って似絵性を検討する対象を、個々の公卿が異なった顔  
立ちのまま写されている住吉内記系の模本のみに絞りたい。住吉内記系  
の模本としては、川島の挙げる東京国立博物館蔵（甲）本・東海大学附  
属図書館桃園文庫蔵本・京都大学附属図書館蔵本・早稲田大学図書館蔵  
（乙）本に、川島の旧分類表による小堀旧蔵本<sup>(11)</sup>を追加した計五本がある。

東京国立博物館蔵（甲）本は列品番号A一五七六、『五節渕醉図』と  
して帝室博物館時代から同館に所蔵され、先の似絵性に関する梅津<sup>(注4参照)</sup>  
<sup>(注7参照)</sup>宮の見解も、この模本に基づくものである。源豊宗の「承安五節絵」に  
紹介され、一部の写真図版と全文の翻刻が掲載されている。巻末に  
右屏風一双分

文化十四丁丑十一月二十三日

以板谷家秘本模之

養（花押）

と記され、文化十四年（一八一七）晴川院狩野養信による二十一歳時の  
模写であることが明確である〈図8参考〉。

東海大学中央図書館桃園文庫蔵本は所蔵番号一九〇九、題簽に『承安  
五節會』とある。<sup>(13)</sup> 京都大学附属図書館蔵本の題簽は『五節淵醉之屏風  
繪』で所蔵番号は貴重書五一一七コ一。<sup>(14)</sup> 奥書は両本とも

禁裏御道具

右屏風一双分也 他見無用

## 五節淵醉之御屏風

右京大夫信實朝臣筆

右繪本者如慶法眼寫也

### 住吉内記

と、署名の筆跡までも模写されている（図6参照）。  
早稲田大学図書館蔵（乙）本は所蔵番号チ四六三〇<sup>15</sup>、題簽に『承安五節之図』と記される。奥書は

右屏風一双分也 他見無用

### 住吉内記

とのみ、筆跡ごと模写されている。さらに奥書の後に朱書きで二行に亘って「右五節淵醉圖者日根野高榮所藏屏風之畫也因伊勢貞丈借之使長谷川重喬寫之以／為卷軸藏余文庫今案承安元年辛卯六條院御宇時也至于安永五年丙申凡六百有六年于時／安永五年丙申孟夏下幹（解カ）多賀中原常改識」という識語がある（図7参照）。

小堀旧蔵本は、現在その所在が判らず、鈴木敬三の『初期絵巻物の風俗史的研究』<sup>17</sup>に掲載された小堀安雄所蔵模本と思しき全巻の写真と、鈴木の『承安五節絵考』<sup>注6参照</sup>に載る、同一本と推測される小堀鞆音旧蔵本の翻刻に拠るほかはない。奥書は早大乙本と同じ

右屏風一双分也 他見無用

### 住吉内記

であり、図版写真にはその後に早大本とよく似た形状で二行、識語らしきものが見える。

以上五件の住吉内記系模本に用いられた料紙は、図版写真でしか見る

注6参照

ことのできない小堀旧蔵本では美濃紙と記され、実見した他の四本もい

ずれも透明性の高い薄手の紙を切り継いだものに描かれている。<sup>18</sup>これは模写を臨模ではなく、透き写しの手段で行ったためと考えられる。原本

の輪郭を上からたどる透き写しの方が、模写が度重なっても、顔の輪郭や目鼻の位置のような特徴がそのまま伝わっている可能性が高いのである。

## 二 住吉内記系諸模本の顔貌描写

これら住吉内記系の五模本ではいずれも、登場する公卿一人ひとりの顔貌が異なるように描かれていた。しかしこの人物間の顔の差異は、原本の表現に由来すると見てよいのか、後世の模写時の写し崩れや恣意に起因することはないのだろうか。

そこでこの五模本の顔貌描写を見、各顔の特徴を模本間で比較して《表A》とし、異なる箇所には網掛を施した。諸模本の各人の特徴が共通していれば、個々の顔立ちの違いが原本に基づくものである可能性は高い。東博甲本・桃園文庫本・京大図書館本・早大乙本の四本は実見して、所在不明の小堀旧蔵本のみは掲載図版に拠って、画中に名前が記されている各公卿を、顔の幅が広いか細いかと、髭の有無という特徴に限って比較した。

対比の底本は全巻の図版が最も大きく掲載されている早大乙本とし、他本を実見する機会に、早大図書館による複写写真で照合した。早大乙

《表A》早大乙本・桃園本・京大図本・東博甲本の相違点(網掛は早大本との相違箇所)

段	番号	位と名前	顔幅早大	桃園	京大	東博	顔幅早大	桃園	京大	東博	備考
1	1	少将通資	中	中	中	中	無	無	無	無	
1	2	持明院侍従基宗	広	広	広	広	無	無	無	無	
1	3	頭辨長方	細	細	細	細	有	有	有	有	横顔
1	4	頭中将實宗	広	広	広	広	有	有	有	有	
1	5	膳判官仲基	細	細	細	細	有	有	有	有	横顔
1	6	藏人範光	中	中	中	中	無	無	無	無	
1	7	中將通親	広	広	広	広	無	無	無	無	
1	8	少將泰通	極広	極広	極広	極広	有	有	有	有	
1	9	少將有房	中	中	中	中	有	有	有	有	
1	10	中將定能	中	中	中	中	無	無	無	無	
1	11	中將頼實	細	細	細	細	無	無	無	無	横顔
1	12	左馬頭重衡	中	中	中	中	無	無	無	無	
1	13	四条少將降房	広	広	広	広	有	有	有	有	
1	14	少將雅賢	中	中	中	中	有	有	有	有	
1	15	少將頼信	中	中	中	中	有	有	有	有	
1	16	水無瀬内蔵頭親信	中	中	中	中	広	中	中	中	
1	17	右京大夫修範	広	広	広	広	無	無	無	無	
1	18	中務権大輔經家	極広	極広	極広	極広	有	有	有	有	
1	19	能登守道成	中	中	中	中	無	無	無	無	
1	20	少將雅盛	広	広	広	広	有	有	有	有	
1	21	藏人次官親宗	中	中	中	中	中	中	中	中	
1	22	近江守季能	広	広	広	広	有	有	有	有	
1	23	藏人右衛門権佐光雅	極広	極広	極広	極広	無	無	無	無	
1	24	藏人右少辨兼光	中	中	中	中	無	無	無	無	
1	25	日露寺左少辨經房	中	中	中	中	有	有	有	有	
1	26	侍從實明	中	中	中	中	無	無	無	無	
1	27	侍從成家	細	細	中	細	有	有	有	有	
1	28	兵衛佐經正	中	中	中	細	中	中	中	中	
1	29	山科右衛門権佐實教	広	広	広	広	有	有	有	有	
1	30	民部権少將宗雅	中	中	中	中	無	無	無	無	横顔
1	31	侍從伊輔	極広	極広	極広	極広	無	無	無	無	
1	32	源中納言大夫兼忠	中	中	中	中	無	無	無	無	
1	33	侍從公衡	広	広	広	広	無	無	無	無	
1	34	土佐守資頼	中	中	中	中	有	有	有	有	
1	35	源中納言資時	中	中	中	中	無	無	無	無	
2	36	季能	広	広	広	広	有	有	有	有	
2	37	經家	極広	極広	極広	極広	有	有	有	有	横顔
2	38	大炊御門頼實	細	細	細	細	有	有	有	有	
2	39	泰通	広	広	広	広	有	有	有	有	
2	40	隆房	中	中	中	中	無	無	無	無	
2	41	雅賢	中	中	中	中	無	無	無	無	
2	42	實明	中	中	中	中	無	無	無	無	
2	43	實教	中	中	中	中	無	無	無	無	
2	44	親宗	中	中	中	中	有	有	有	有	
2	45	經房	中	中	中	中	有	有	有	有	
2	46	木工頭親雅	中	中	中	中	無	無	無	無	
2	47	侍從公時	中	中	中	中	無	無	無	無	
2	48	維盛	広	広	広	広	無	無	無	無	
2	49	公衡	広	広	広	広	無	無	無	無	
2	50	基宗	広	広	広	広	無	無	無	無	
2	51	實宗	中	中	中	中	有	有	有	有	横顔
2	52	長方	中	中	中	中	有	有	有	有	横顔
3	53	前左衛門佐平忠度	細	広	細	広	細	広	一	一	後ろ向
3	54	水無瀬親信	一	一	一	一	一	一	一	一	後ろ向
3	55	主上	一	一	一	一	一	一	一	一	竹の陰
3	56	松原基房	中	中	中	中	有	有	有	有	
3	57	大炊御門左大臣(經宗)	中	中	中	中	有	有	有	有	
3	58	右大臣九条殿兼實	中	中	中	中	有	有	有	有	
3	59	久我内大臣(雅通)	中	中	中	中	有	有	有	有	
3	60	左大將師長	細	広	細	広	細	広	無	無	
4	61	通親	細	広	細	広	細	広	一	一	口隠す
4	62	足能	細	広	細	広	細	広	一	一	口隠す
4	63	泰通	中	中	中	中	中	中	一	一	口隠す
4	64	有房	中	中	中	中	中	中	一	一	口隠す
4	65	顯信	一	広	一	広	一	広	一	一	後向き
4	66	隆房	広	広	広	広	広	広	一	一	口隠す
4	67	雅賢	中	中	中	中	中	中	一	一	口隠す
4	68	基宗	中	中	中	中	中	中	有	有	横顔
4	69	實明	中	中	中	中	中	中	無	無	
4	70	公衡	中	中	中	中	中	中	一	一	口隠す
5	71	新藏人成實	一	一	一	一	一	一	一	一	柱の陰
5	72	祐光	中	中	中	中	中	中	有	有	
5	73	仲基	細	細	細	細	細	中	有	有	
5	74	惟頼	一	一	一	一	一	一	一	後ろ向	
9	75	參議左大將實徳(綱)	中	中	中	中	中	中	有	有	
9	76	中山中納言忠親	中	中	広	広	中	広	有	有	
9	77	參議頼定	中	中	広	広	中	広	有	有	
9	78	中納言雅頼	中	中	中	中	中	中	有	有	
9	79	參議中將實家	広	広	広	広	中	広	無	無	
9	80	中納言氏親	広	広	広	広	広	広	有	有	
9	81	中納言兼雅	広	広	広	広	広	広	有	有	
9	82	軒法輪大納言實房	細	細	細	細	細	細	有	有	
9	83	左田中納言資賢	中	中	中	中	中	中	有	有	
9	84	大納言隆季	細	細	細	細	細	細	無	有	横顔
9	85	左大將師長	中	中	中	中	中	中	有	有	横顔
		相違点	1 / 79	6 / 79	2 / 79		相違点	8 / 68	7 / 68	なし	
3		河竹の彩色書き込み	有	有	無	無					
4		顯信の灯火を持つ手	無	無	有	有					
9		巻末霞彩色書き込み	有	有	有	有					
9		識語	3行	無	無	無					
9		奥書・署名	2行	2行	4行	4行					

本には、三段の清涼殿前の河竹の「竹緑葉加此黒書緑入／白六葉入」や竹囲いの「紙地上黄土グニテ引」(図2)、八段の童女御覽の場面の公卿の一人の「面古而不見」や、巻末の「此様ナル所タミ出タル也」「雲薄浅黄マハリヨリ白曲／又重ナリタルハ金ニテタミ出也」(図7参照)のような、原本からと思われる無記名の書き込みがある。また、一段の季能の左下半身に継長の空白部分(図10参照)があり、四段の后町廊の場面では、顕信朝臣の灯火を持つ左手が欠落している(図3)。

東京国立博物館甲本の公卿達の顔の特徴は、早大乙本とかなり近い。顔の幅が広いか否かでは七十九名中七十七名、作り眉か否かという点や、髭の有無では完全に一致している。また三段の清涼殿前の河竹や八段の童女御覽、巻末の霞の書き込み、一段の季能の左下半身と四段の灯火の欠落も共通する。東博本には住吉内記の奥書の写しはないものの、早大乙本に近い系統であると思われる。輪郭や目鼻立ちは非常に細い筆で丁寧に描き起こされ、眉も毛が一本ずつ描かれ、唇の下の髭に至るまで、目鼻立ちの描き忘れはほとんどない。

ただし顔の輪郭の形には疑問がある。早大乙本(図14-1参照)、やや簡略化された桃園本、京大本(図5参照)とも、額から瞼にかけての丸みと頬の丸みとの一筆で描いているところを、東博本では眼窩の窪みを作らずに一筆で描いて卵形の輪郭にしたもののが少なくない(図4)。細線を引き重ねて形作るほど顔の輪郭を重視する似絵や、平安末期の絵巻の主要人物では、引目鉤鼻の場合も含めて、瞼と頬の膨らみを分けて輪郭が描かれているので、東博本の一筆の卵形に近い輪郭が原本に基づづ

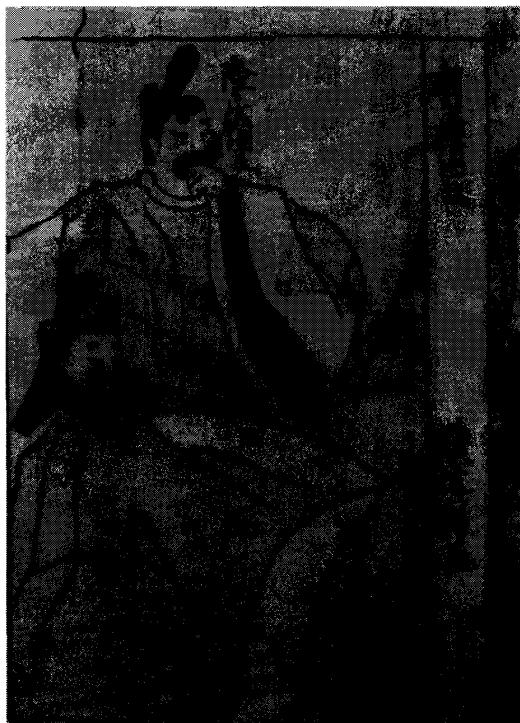


図3 早大乙本『承安五節絵』  
四段灯火を持つ手の欠落

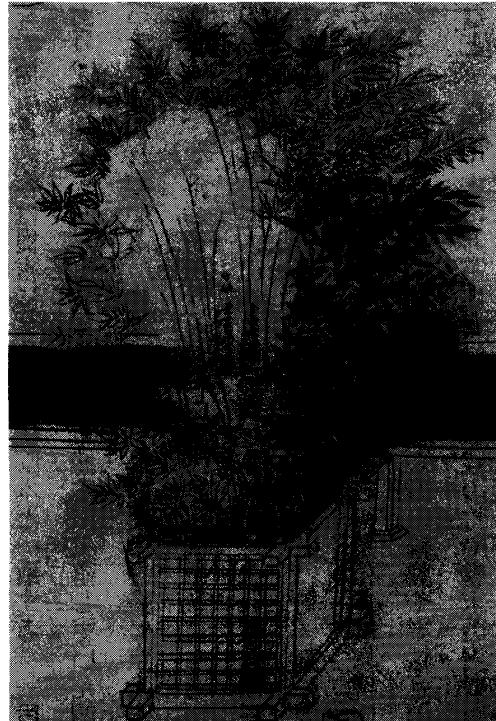


図2 早大乙本『承安五節絵』三段  
清涼殿河竹の書き込み

くものとは思えない。このような眼窩の窪みを作らない輪郭は、土佐派の絵巻では多く貴人に用いられているので、模写の間に変えられたものである可能性が高い。



図4 東博甲本『承安五節絵』一段通親

東海大学 桃園文庫  
本の個々の顔立ちは早大本とほぼ共通するものの、東博本ほど一致することは言えない。その原因は桃園本の模写がやや粗雑なことにある。早大乙本や東博本では一人一人異なる形の眉を描き分け、眉の毛も一本ずつ描かれていたものが、桃園本ではいずれも非個性的な太めの一本線で簡略に表され、作り眉が細長い眉であったのかも明確ではない。しかもしばしば欠落しているのは、眉を写し忘れたためであろう。早大乙本との相違箇所は、顔の幅が広いか否かで七十九名中一名、髭の有無で六十八名中八名であるが、髭を描き忘れたものが含まれている可能性が高い。書き込みは八段の童女御覽、巻末の霞は共通するが、早大本と東博本に見られる清涼殿の河竹については無い。ただし、一段には空白部分があるが、前二本には無い四段の顯信朝臣の灯火を持つ手が、こちらでは的確に描かれているので、早大乙本をそのまま簡略化したものではなく、近いが別系統の模本

と考えられる。

京大図書館本の個々の顔貌の特徴は、早大本や東博本よりは桃園本に近いが完全に一致はせず、桃園本と直模の関係はない。桃園本ほどではないものの、し



図5 京大図書館本『承安五節絵』一段 通親

ばしば唇の下の髭を描かなかったり、ほとんどの人物の眉が特徴のない一本線で表されるなど、早大本や東博本に比べればやや簡略である(図5)。書き込みは、清涼殿の河竹には無く、童女御覽、巻末の霞にはあり、その箇所と内容は奥書に至るまで桃園本と一致する。一段に空白部分があり、桃園本と同じく、早大本と東博本に欠落していた四段の灯火を持つ手は描かれている。桃園本と同じ長い奥書を持つ京大本は、顔立ちと書き入れ、欠落の有無から見ても桃園本と同系統になる。京大本が四本のうちでは最も早大乙本と相違点が多いが、それでも差異は顔の幅で七十九名中六名、髭の有無で六十八名中七名と、約一割に過ぎない。

参考までに、小堀氏旧蔵本の『初期絵巻物の風俗史的研究』掲載図版を見ると、しばしば一筆で描かれる人物の顔の輪郭や屋根瓦の省略の度合いなど、東博甲本に非常に近い。清涼殿の竹や巻末の雲についての書き込み、一段の空白、四段の顯信朝臣の手の欠落も早大本、東博本と共に

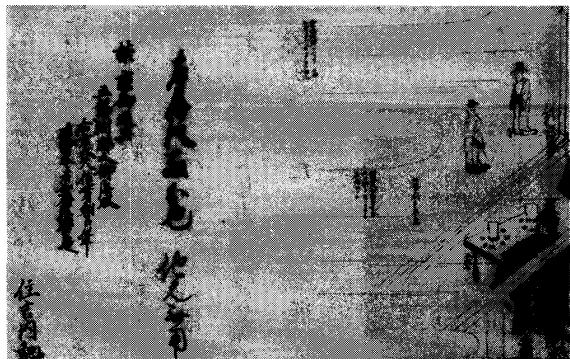


図6 京大図書館本『承安五節絵』卷末

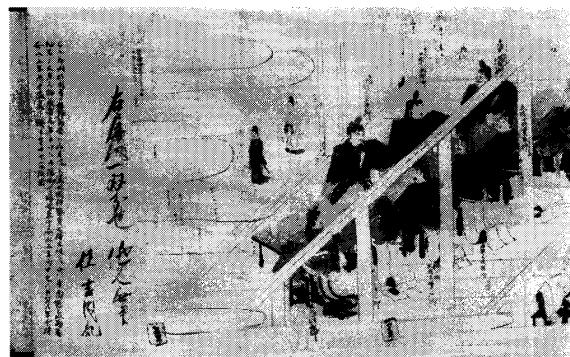


図7 早大乙本『承安五節絵』卷末

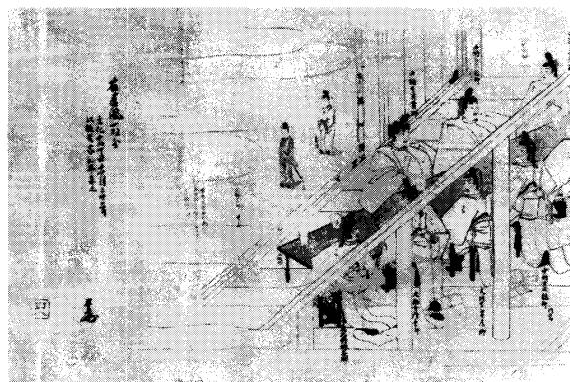


図8 東博甲本『承安五節絵』卷末

通する<sup>(20)</sup>。奥書や識語は異なりながら、図様は東博本と同一の系統である。川島が一括して住吉内記系と分類したこの五本は、奥書によってさらりに三系統に小分することができる。すなわち奥書が「右屏風一双分也」他見無用／禁裏御道具／五節済醉之御屏風／右京大夫信實朝臣筆／右繪本者如慶法眼寫也／住吉内記」という奥書の桃園文庫本と京大図書館本〈図6〉と、「右屏風一双分也」他見無用／住吉内記〉〈図7〉のみの早大乙本および小堀氏旧蔵本、そして「右屏風一双分／文化十四丁丑十一月二十三日／以板谷家秘本模之 養（花押）」〈図8〉とある東博本である。

住吉内記の奥書に「禁裏御道具」以下の四行を含むものと含まぬものの二種類があるのはなぜだったのか。いずれも内記特有の右上がりの筆

跡まで忠実に模写されているので、模写の中途で勝手に書き加えや省略が行われたとは思えない。考えられるのは住吉内記本人が複数の模写本を作製した可能性である。すなわち屏風から直接模写した本と、この模本を内記自身が模写した複製本とがあったとすれば、ともに内記の署名を写しながら奥書が異なる系統の模本があつても不思議ではない<sup>(21)</sup>。

長い奥書の桃園・京大本と、短い奥書の早大乙本・小堀本という奥書が違う両者は、四段の顯信朝臣の灯火を持つ手や、清涼殿の竹の書き込みの有無によって、図様の上でも別系統であることが裏付けられ、さらに東博甲本も図様の特徴が小堀本と近似するので、内記の奥書こそないものの短い奥書の系統に属する。住吉内記系の五模本は、長い奥書の桃園・京大本と、短い奥書の早大乙本・小堀本・東博甲本の一系統に整理される。

この二系統五本の住吉内記系の中で、奥書の系統が違った最も差異の大きい早大乙本と京大本の間でも、各公卿の顔の特徴の一一致率は約九割と高い。内記の別々の模本を起源とするにもかかわらず、個々の顔の特徴が両系統で共通していることから、『承安五節絵』の公卿間の顔立ちの差異が、後世の模写時の写し崩れや恣意による

ものではなく、少なくとも住吉内記が原本から模写する時か、それ以前に由来するものと考えられる。

それでは原本からの模写時に住吉内記が、個々の顔立ちに変化を加えたのだろうか。しかし八段の童女御覽の場面には「面古而不見」と付記され、消えてしまった公卿の顔をあえて補わずに輪郭のみとしている（図9）。また一段の季能の左下半身にある縦長の空白部分（図10）は、



図10 早大乙本『承安五節絵』  
一段 縦長の空白部分



図9 早大乙本『承安五節絵』  
八段「面古而不見」と書かれた顔

原本の紙の継ぎ目部分の欠落をそのままに残したものであろう。これらは両系統の模本に共通して見られるので、内記が原本からの模写時にあ

えて補筆を行わず、現状模写にとどめていた姿勢がわかる。明らかな破損部分すら補わないほど原本の忠実な模写の中で、あえて明確な違いが出るほど公卿たちの顔立ちを写し崩したり、恣意に変化を加えるとは考えられない。従って『承安五節絵』の個々の顔貌の差異は、内記の模写以前の原本にすでに存在していたことになる。

### 三 似繪的表現ということの検討

ここで改めて先の論文で『承安五節絵』が似繪とされた根拠を、図版と照合したい。<sup>(22)</sup>源豊宗と宮次男が指摘する、『承安五節絵』で大部分の人物の官名と名前、年齢が記され（図1参照）、「相互の人物の相貌に一種の個別性が見出され」ることは、先の『表A』の住吉内記系諸模本で、原本に溯源りうる公卿間の顔の輪郭や髭の有無の違いが見られたことで確認できよう。

さらに梅津次郎は「主要人物はすべて似繪として描かれている」と述べ、<sup>(注4参照)</sup>宮は「人物の面貌は目鼻立ちを寫實風に描寫していく、「引目鉤鼻」とは根本的に異なった表現法」という。しかし「似繪」で「写実風」とはどうのような描き方を指すのか、具体的に他の絵巻とどこが違うのだろうか。

同時代の絵巻の例えば『伴大納言絵詞』と比較すると、『承安五節絵』の顔立ちの描き方は、引目鉤鼻はもちろん、それ以外の人物とも幾

つかの点で異なっている。

引目鈎鼻でない人物のうちでは高位の判官の顔

(図11-1)でも、眉は

一筆で長く描き、目は上瞼と瞳はあるものの下瞼

の線は無く、鼻筋の線を

続けて丸くして小鼻を表し、鼻筋と小鼻を別筆で

描くことは少ない。これ

に対し『承安五節絵』

(図11-2)では、眉毛

は短い筆線の重なりで作られ、目は瞳を挟んで同じ太さの線で上下に瞼が

表され、小鼻は鼻筋とは別にあらためて線が引かれるという、より綿密な

描き方である。

このようないの描写は似絵の特徴とされるが、

同じく眉や鼻の表現は、

『承安五節絵』の似絵性について —住吉内記系の模本による—



図11-3 似絵の絵巻の顔貌表現(『天子摂関大臣影』師家)

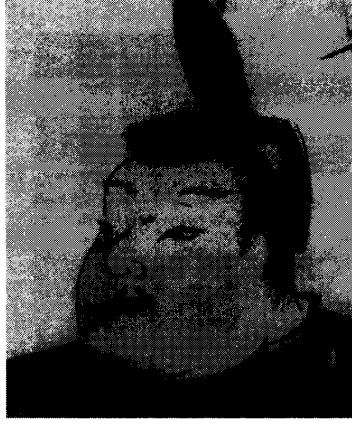


図11-2 早大乙本『承安五節絵』の顔貌表現(二段の經家)



図11-1 説話絵巻の顔貌表現(『伴大納言絵詞』下巻の判官)

藤原隆信の子孫による似絵の『中殿御会図』や『公家列影図』、『天子摂関大臣影』(挿図11-3)とも共通するものである。従って『承安五節絵』の目鼻立ちの描き方が、同時代の説話絵巻とではなく、似絵とされているものと等しいことがわかる。

かくして先の三者の論文が指摘した『承安五節絵』が似絵であることの根拠は、他の絵巻との顔の描き方の比較によって確認できた。<sup>(25)</sup>しかしこれだけではまだ『承安五節絵』が似絵として描かれたことの直接証拠にはならない。絵巻において人々が多様な顔立ちに描かれていることの理由が、例えば『伴大納言絵詞』の群衆場面のように、単に画面を変化に富ませる意図にすぎず、実在する個々の公卿の特徴に基づいたものではなかつた可能性があるためである。

#### 四 複数回登場する人物の顔の照合

『承安五節絵』が似絵であることを具体的に証明するためには、以上のような似絵的な表現がなされているという傍証だけでは足りない。まことに、顔立ちの違いが個々の公卿それぞれに対応していることと、さらに各人の顔立ちが架空のものではなく、実際の人物の特徴に基づいたものであることが確認されなければならない。

幸いこの絵巻には、一段と二段、四段というように複数回、描かれる公卿たちの一群がある。多様な人々の顔貌表現がその場限りの変化なく、実在したそれぞれの人物に基づくものであるとすれば、各段に登場する同一人物の顔の特徴は等しいはずである。もちろんこの早大乙本は

最低二回以上の転写を経た模本ゆえ、離れた箇所に別々にある同一人物の顔がそっくり一致することまで期待することはできない。しかし顔の幅が広いか否かや髭の有無のような明確な特徴に限って見れば、度重なる模写でも残りやすいので、照合することが可能ではないか。

そこで、早大乙本『承安五節絵』に氏名が一度以上記されている公卿計二十名について、各段に描かれた顔貌を顔の幅、作り眉か否か、髭の有無という特徴によって比較し、同一氏名の人物の特徴が一致するか否かを見たものが『表B』である。



図12-2 早大乙本『承安五節絵』の眉と髭の違い（四段の基宗）



図12-1 早大乙本『承安五節絵』の眉と髭の違い（二段の基宗）

『表B』の顔の幅で一致するものが二十名中十六名である。眉は二十名中十六名、髭では二十名中十四名が同じで、いずれも八割から七割が一致する。この一致率は、第二章の住吉内記系模本である早大乙本と桃園文庫本や京大本との特徴でも誤差が一割程度あることから考えるとかなり高い。

しかしそれでも一致しない

う。

ものが、『表B』で灰色に網掛けした箇所にあたる、顔の幅で四名、眉の四名と髭の六名である。そこでこれらが何故異なるのかを検討したい。眉と髭には、模写の時に間違いややすい場合がある。例えば基宗の二段（図12-1）と四段（図12-2）の顔を比較すると、顔の輪郭はほぼ同じにもかかわらず、眉の形と髭の有無が違う。眉は四段では紙の継目の上に描かれているが、このような紙端の場合、模写の筆の終わり方や紙の継ぎ方によって眉の長さが変わってしまう。またこの太った口元の線は口髭と紛らわしく、描き間違えられるおそれがある。

同じく雅賢も一段（図12-3）では髭があり、二段（図12-4）では髭があり、二段（図12-4）では髭が無く、頬骨が出た頬の表現と襟元の線が、一段では髭と見なされたと考えられる。髭の有無が異なっている人物を『表B』で見ると、何れも下ぶくれか頬骨が出た顔立ちであることでも、頬の線が髭と取違えられた可能性が高いことが裏付けられよう。



図12-4 早大乙本『承安五節絵』の髭の有無（二段の雅賢）



図12-3 早大乙本『承安五節絵』の髭の有無（一段の雅賢）

眉と髭には、模写の時に間違いややすい場合がある。例えば基宗の二段（図12-1）と四段（図12-2）の顔を比較すると、顔の輪郭はほぼ同じにもかかわらず、眉の形と髭の有無が違う。眉は四段では紙の継目の上に描かれているが、このような紙端の場合、模写の筆の終わり方や紙の継ぎ方によって眉の長さが変わってしまう。またこの太った口元の線は口髭と紛らわしく、描き間違えられるおそれがある。同じく雅賢も一段（図12-3）では髭があり、二段（図12-4）では髭があり、二段（図12-4）では髭が無く、頬骨が出た頬の表現と襟元の線が、一段では髭と見なされたと考えられる。髭の有無が異なっている人物を『表B』で見ると、何れも下ぶくれか頬骨が出た顔立ちであることでも、頬の線が髭と取違えられた可能性が高いことが裏付けられよう。

『承安五節絵』の似絵性について ——住吉内記系の模本による—

《表B》『承安五節絵』に複数回記名された公卿の顔の特徴対照表

註 顎と髭の（不明）とは、冠縷の先で口を覆うので口元が見えないもの

註 網掛け（　）は、同一の名前の人物で顔の特徴が異なっている箇所

段	位と名前	年齢	顔幅	顔形の特徴	眉	髭	備考
1	持明院侍従基宗	17	広	下ぶくれ	作り眉	無	
2	基宗	17	広	下ぶくれ	細長	無	
4	基宗		広	下ぶくれ	作り眉	口髭のみ	
1	頭辨長方		細		細長	口・顎髭	横顔
2	長方	30	細		細長	口・顎髭	横顔
1	頭中将實宗		広	下ぶくれ	細長	口・顎髭	
2	實宗	27	中		細長	口・顎髭	横顔
1	一臘判官仲基		細		細長	口・顎髭	横顔
5	仲基		細		細長	口・顎髭	
1	藏人範光		中	頬骨出・顎長	細長	無	
5	範光		中	頬骨出・顎長	細長	口髭のみ	
1	中将通親	23	広	下ぶくれ	細長	無	
4	通親		細	顎長	細長	無	横顔
1	少将泰通		広	下ぶくれ	作り眉	口・顎髭	
2	泰通	25	広	下ぶくれ	作り眉	口・顎髭	
4	泰通		広	下ぶくれ	作り眉	(不明)	
1	少将有房	23	中		細長	口・顎髭	
4	有房		中	頬骨出る	細長	(不明)	
1	中将定能	24	中	頬骨出・顎長	細長	無	
4	定能		広	下ぶくれ	作り眉	(不明)	
1	中将頼實		細		作り眉	無	
2	大炊御門頼實	17	細		作り眉	無	横顔
1	四条少将隆房	24	広	下ぶくれ	作り眉	口髭のみ	
2	隆房	24	広	下ぶくれ	作り眉	口髭のみ	
4	隆房		広	(不明)	作り眉	(不明)	
1	少将雅賢		中	頬骨出・顎長	作り眉	口・顎髭	
2	雅賢		中	頬骨出・顎長	作り眉	無	
4	雅賢		中		作り眉	(不明)	
1	中務権大輔經家		広	下ぶくれ	細長	口・顎髭	
2	經家	26	広	下ぶくれ	細長	口・顎髭	
1	藏人次官親宗		中	顎大	細長	口髭のみ	
2	親宗	28	中	下ぶくれ	細長	口・口下・顎髭	
1	近江守季能		広	下ぶくれ	細長	口・顎髭	
2	季能		広		作り眉	口・顎髭	
1	甘露寺左少辨經		中	頬骨出・顎長	細長	口・口下・顎髭	
2	經		中	下ぶくれ	細長	口・顎髭	
1	侍従實明		中		細長	口・顎髭	横顔
2	實明	21	中	頬骨出・顎長	細長	無	
4	實明		中		作り眉	無	
1	山科右衛佐實教		広	下ぶくれ・顎大	作り眉	無	
2	實教	22	広	下ぶくれ・顎大	作り眉	無	
1	侍従公衡		広	顎大角ばる	作り眉	無	
2	公衡	14	広	顎大	作り眉	無	
4	公衡		広	(不明)	作り眉	(不明)	
3	左大將師長		広	下ぶくれ	作り眉	口・口下(不明)	
9	左大將師長		中		作り眉	口・口下・顎髭	横顔

しかし顔の幅が異なる四名については、このような模写時の手違いとは考えがたい。そのうち實宗や師長を見ると、ともに一方では顔の幅が広いのに比べ、横顔の場合はさほど広くない。例えば一段の手前向きの實宗（図13-1）は頬が下ぶくれであるのに対し、二段の横顔（図13-2）では膨らんでいるはずの頬の線が目立たない。



図13-3 似絵の絵巻の手前向きと横顔の顔幅の違い（『摂関影』の手前向きの九条道家）

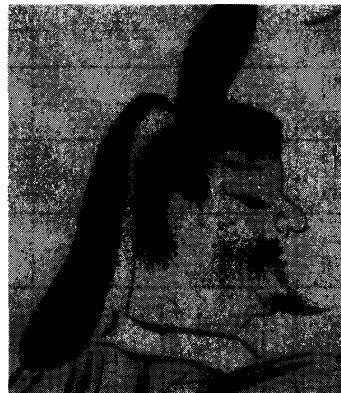


図13-2 早大乙本『承安五節絵』手前向きと横顔の顔幅の違い  
(二段の横顔の實宗)



図13-1 早大乙本『承安五節絵』手前向きと横顔の顔幅の違い  
(一段の手前向きの實宗)

し、『中殿御会図』（図13-4）の横顔ではあまり太っているように見えない。似絵の絵巻においては、太った人物でも横顔では頬を膨らまして描かれない傾向があり、同様に『承安五節絵』の實宗

や師長も横顔で頬を膨らまさなかったために、手前向きと横顔では顔の幅が異なるように見えたものと考えられる。

通親についても、一段（図14-1）と四段（図14-2）の顔の幅の違いを、手前向きと横顔の描き方の違いと見ることもできる。しかしそれで説明できないのが定能の場合である。定能は一段（図14-3）も四段（図14-4）も同じく手前向きに描かれているにもかかわらず、一段では頬と顎骨が出るがっちりした顔に、四段では下ぶくれのふっくらした顔に描かれているのは何故なのか。

この一段の定能の大きな顎で想起されるのが、同じく顔幅が違うとして挙げた通親の横顔の顎も大きかったことである。



図14-1 早大乙本『承安五節絵』一段に通親と記された顔



図13-4 似絵の絵巻の手前向きと横顔の顔幅の違い  
(『中殿御会図』の横顔の九条道家)

顎の特徴から見ると、一段の（図14-3）の顔と、四段の（図14-2）の顔の方が同一人物の可能性が高い。通親と定能の二人がそろって登場する四段では（挿図15）、両者は同じ装束で同じく灯火を持って、常寧殿に最も近い位置に向き合つて紛らわしい。後からこの両者に記名するときに、向かい合う通親と定能の名前が入れ替わってしまつたのではないか。

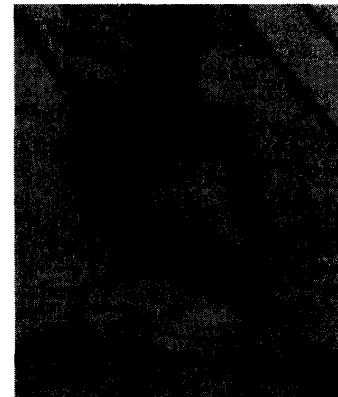


図14-4 早大乙本『承安五節絵』四段に定能と記された顔

本来は逆に、手前が定能、向こうが通親であつたと見なして、一段の顔と比較すると、定能は（図14-2）と（挿図14-3）となり、ともに中くらいの顔幅で顎が大き

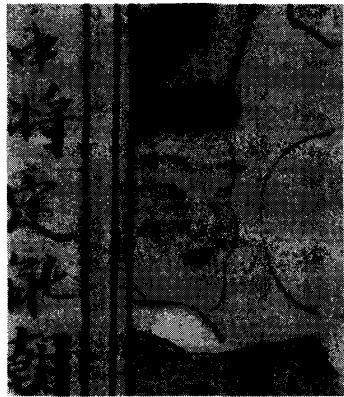


図14-3 早大乙本『承安五節絵』一段に定能と記された顔

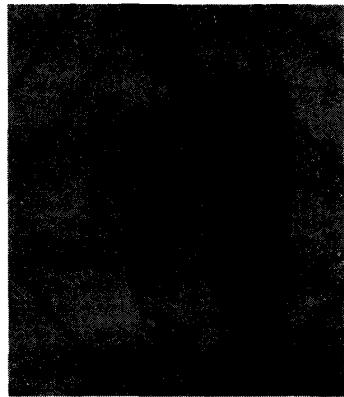


図14-2 早大乙本『承安五節絵』四段に通親と記された顔

く、通親は（図14-1）と（図14-4）で、いずれも下ぶくれで顔幅が広いことになり、両者の一段と四段の顔貌表現はそれぞれ一致する。以上のように、同一の氏名でありながら顔の幅が異なる實宗、師長、通親と定能の四例について、全てその理由を説明することができる。

このように『承安五節絵』の同一人物間では眉と髭、顔の幅といった顔貌の特徴の一一致度が高い。従つて、登場人物の顔立ちがそれぞれ異なっているのは、画面に変化を付ける目的で一人

一人の顔立ちに差異を加えたためではなく、名前を記された実在の各公卿にそれぞれ決まった顔立ちを対応させるためであったと考えられる。

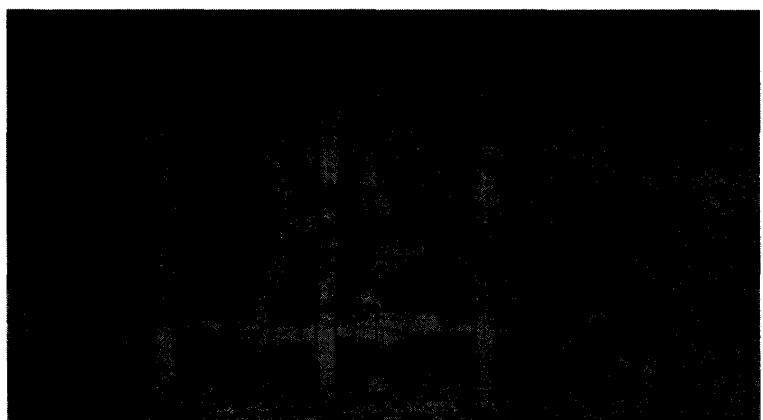


図15 早大乙本『承安五節絵』四段の向かい合う通親と定能

しかし果たして、これらの公卿の個性あふれる顔立ちは、実際の本人の特徴に基づくものであったのか。柿本人麻呂像のように、はるか昔に実在した人物の肖像画が後世の絵師によって創作され、定型化した例も<sup>(26)</sup>

## 五 『承安五節絵』と『摺闇大臣影』『公家列影図』の照合

ある。『承安五節絵』の公卿の一人一人異なる顔立ちも、絵師の想像に拠るものではないのか、さらに確認しなければならない。

この『承安五節絵』に名前が記された人物の中には、似絵の隆信の家系の為信と豪信による『撰閑大臣影』、および似絵として知られる『公家列影図』にも肖像が載る者が、十一名ある。これらの似絵として描かれた肖像と比較すれば、『承安五節絵』の顔貌が実在の個人の特徴に拠るものであったか否かを確かめられるのではないか。

たしかに度重なる模写の末の早大乙本とでは、似ていると言えるほどの濃厚な相似性は期待できまい。また『承安五節絵』には若年の時点で描かれた人物が少くないのに対し、『公家列影図』<sup>注24参考</sup>の通光が大臣初任当時の風貌に近く、『撰閑大臣影』が再任時などと言われるよう、高位に至った壯年以降の肖像であるので、同一人物間でも年齢差がひらくことが少なくない。しかし両者がいずれも同一人物の顔貌に基づいて描かれたものならば、模写が繰り返され、年齢が重ねられても、顔の骨格が全く相反することではなく、その人固有の共通した特徴が見出せるのではないか。そこでこの十一名の顔貌を《表C》に併置し、比較検討したい。

松殿関白藤原基房は、『承安五節絵』《表C 1-1》『撰閑影』《表C 1-2》とも顔の幅はさほど広くない。両図とも目尻が吊り上がり眼窩の線が描かれ、鼻の頭は下がり氣味で唇はややぼってりとしている。また『承安五節絵』では眉尻が著しく下がっているが、この特徴は『公家列影図』《表C 1-3》にも見られる。ちなみに『承安五節絵』で、基房

は次の経宗よりも小さく描かれているが、『撰閑影』でも前後の人物に比べて体が小さい。

九条兼實は、右大臣の時点の『承安五節絵』《表C 2-1》では顔の幅は、『公家列影図』《表C 2-3》に近く『撰閑影』《表C 2-2》ほど広くないが、特徴的な一文字の眉、吊り上がり氣味の目尻、膨らんだ頬、厚白の唇が、何れとも共通する。

藤原經宗は『承安五節絵』《表C 3-1》に比べ、十八年後の『大臣影』《表C 3-2》では白髪の交じる老体に描かれ、特徴的だった眉毛はほとんど無くなっているが、『公家列影図』《表C 3-3》とも頬骨が出たやや長い顔、吊り上がった目尻、眼窩の線が共通する。

源雅通の『承安五節絵』《表C 4-1》の顔の輪郭は、一見しただけでは幅広の『大臣影』《表C 4-2》、『公家列影図』《表C 4-3》と似ていよい。これは『承安五節絵』が横顔であり、前章で述べたように横顔の場合は顔の幅が広い人物でも幅広に描かれないことによる。しかしよく見れば『承安五節絵』の横顔にも、『大臣影』等と同じく膨らんだ頬を表す縦線が描かれている。共通点は、まっすぐな眉と、眼窩の線、吊り上がった目尻、長めの頬の骨格である。

藤原師長は『承安五節絵』《表C 5-1》では、顎が隠れて見えないが、『大臣影』《表C 5-2》、『公家列影図』《表C 5-3》とともに大きな鷺鼻が特徴となる。『承安五節絵』で上に反り加減に描かれる眉は、『公家列影図』ではより明確な上向きの曲線に反っている。

藤原實房は、『承安五節絵』《表C 6-1》、『大臣影』《表C 6-2》

『承安五節絵』の似絵性について ——住吉内記系の模本による——

「『承安五節絵』の似絵性について」  
 『表C』『承安五節絵』(早大乙本)と  
 『摂関大臣影』(三の丸尚蔵館本)  
 『公家列影図』(北村家蔵)の比較



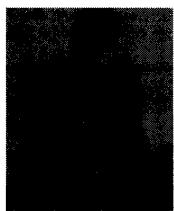
表C 6-2  
三の丸尚蔵館本『大臣影』  
藤原實房



表C 6-1  
早大乙本『承安五節絵』  
藤原實房



表C 7-2  
三の丸尚蔵館本『大臣影』  
藤原兼雅



表C 7-1  
早大乙本『承安五節絵』  
藤原兼雅



表C 1-3  
『公家列影図』  
松殿闇白藤原基房



表C 1-2  
三の丸尚蔵館本『摂関影』  
松殿闇白藤原基房



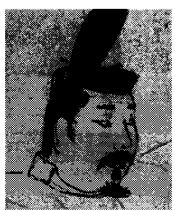
表C 1-1  
早大乙本『承安五節絵』  
松殿闇白藤原基房



表C 8-2  
三の丸尚蔵館本『摂関影』  
藤原忠親



表C 8-1  
早大乙本『承安五節絵』  
藤原忠親



表C 2-3  
『公家列影図』  
九条兼實



表C 2-2  
三の丸尚蔵館本『摂関影』  
九条兼實



表C 2-1  
早大乙本『承安五節絵』  
九条兼實



表C 9-2  
三の丸尚蔵館本『大臣影』  
大炊御門頼實



表C 9-1  
早大乙本『承安五節絵』  
大炊御門頼實



表C 3-3  
『公家列影図』  
藤原經宗



表C 3-2  
三の丸尚蔵館本『大臣影』  
藤原經宗



表C 3-1  
早大乙本『承安五節絵』  
藤原經宗



表C 10-3  
『公家列影図』  
源通親



表C 10-2  
三の丸尚蔵館本『大臣影』  
源通親



表C 10-1  
早大乙本『承安五節絵』  
源通親



表C 4-3  
『公家列影図』  
源雅通



表C 4-2  
三の丸尚蔵館本『大臣影』  
源雅通



表C 4-1  
早大乙本『承安五節絵』  
源雅通



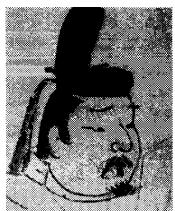
表C 11-3  
『公家列影図』  
藤原實宗



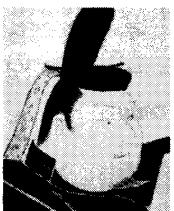
表C 11-2  
三の丸尚蔵館本『大臣影』  
藤原實宗



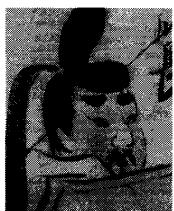
表C 11-1  
早大乙本『承安五節絵』  
藤原實宗



表C 5-3  
『公家列影図』  
藤原師長



表C 5-2  
三の丸尚蔵館本『大臣影』  
藤原師長



表C 5-1  
早大乙本『承安五節絵』  
藤原師長

のいづれにおいても、顔の輪郭が細長く、その割合には頬が膨らんでい る。

藤原兼雅の『承安五節絵』《表C7-1》と『大臣影』《表C7-2》の骨格を前の實房と比べると、兼雅の顔の幅の広さが際立つ。白髪交じりの『大臣影』に対し、『承安五節絵』ではまだ二十過ぎであるが、すでに頬が下ぶくれに描かれている。

藤原忠親の『大臣影』《表C8-2》は、『承安五節絵』《表C8-1》の約二十年後にあるので共通点は少なく、顎の長さと離れ気味の二重瞼程度である。

大炊御門頼實は『承安五節絵』にはいづれも横顔に描かれたもの《表C9-1》しかないが、どれも際立って細く、膨らんだ頬を表すような線は見えない。一方『大臣影』《表C9-2》は白髪交じりになってから姿で、十七歳の『承安五節絵』ではいづれも吊り上がりに描かれていた切れ長の目尻も、ここではすでに下がり氣味である。しかし『大臣影』の中でも特別に細い顔の骨格は、『承安五節絵』と変わらない。

源通親は二十三歳時の『承安五節絵』《表C10-1》も、『大臣影』《表C10-2》と『公家列影図』《表C10-3》の何れも、顔の幅が広く頬が膨らんだ、ぱっちりした顔である。目尻が下がっていること、小さいおちょぼ口も共通している。

藤原實宗も一十七歳の『承安五節絵』《表C11-1》と、『大臣影』《表C11-2》、『公家列影図』《表C11-3》の三者ともに、顔は幅が

広く頬が膨らんでいる。いづれも眉と目尻が吊り上がり、大きな鼻のい カめしい顔である。

以上、早大乙本『承安五節絵』の各公卿の相貌の特徴は、それぞれの『撰閥大臣影』と『公家列影図』における似絵とは、おおむね前者の時点での年齢の高かった者ほど一致する。承安当時若年であった者は、老年になって描かれた後者の絵巻との年齢差がひらくので相似性は低下するが、顔の骨格のように加齢変化を受けにくい箇所では差異は少なく、特に頼實や實宗のように骨格に際立った特徴を持つ顔では数十年を隔てても一致度が高い。従つて『承安五節絵』の登場人物のそれぞれ変化に富んだ顔付きは、絵師が想定した架空のものではなく、実在の人物の個々の顔立ちに即したものであつたと考えられよう。

### 結　『承安五節絵』の成立について

以上、『承安五節絵』の住吉内記系諸模本を取り上げ、その比較によつて、登場する各公卿の顔貌に個別性があり、この各々の顔立ちの差異が原本に溯ることを確認した。次いでその目鼻立ちの描き方が、同時代の説話絵巻の顔貌表現とは違い、似絵の絵巻と共通すること、さらにこの絵巻に複数回登場する人物の各場面での顔の特徴がほぼ一致すること、さらにそれらの公卿の顔立ちが架空のものではなく、似絵として描かれた『撰閥大臣影』『公家列影図』の当人の特徴に共通することを確認した。このように『承安五節絵』が似絵であることは、住吉内記系諸模本を用いた顔貌表現の比較によつて実証することができた。

この絵巻が似絵であることが確認されれば、これまで『承安五節絵』の成立に関して言及してきた問題点を、改めて見直すことができるのではないか。例えば原本の絵師については、古来、藤原信實、藤原隆信、藤原邦隆、常盤光長など様々な伝承があり、近年でも福井利吉郎の光長<sup>(注6参照)</sup>説、源豊宗は情景描写における光長との作風の違いと似絵性から隆信説<sup>(注5参照)</sup>、鈴木敬三は承安三年の五節に童女を出した頼實一族の家系に繋がる藤原隆能とするなど諸説がある。

しかし『承安五節絵』の顔の描き方は、同時代の職業絵師の描く引目鈎鼻とも他の説話絵巻の人物とも異なり、隆信の子孫の邦信と豪信による『摂関大臣影』の似絵と共通していた。似絵の祖とされる藤原隆信は、『玉葉』の記事の如く、承安三年にはすでに「その道に堪なるに依りて」と評価され、最勝光院の障子絵では特に供奉の大臣以下の面貌を受け持つたとされる。この『承安五節絵』の製作時に、隆信の子孫と同じ似絵の描き方で、公卿たちのあからさまな似顔絵を描ける立場にあり、描ける腕を持つ人が、隆信の他にどれほど存在し得たであろうか。<sup>(28)</sup>

また、『承安五節絵』は、行事絵と見るには、中心となるべき五節の舞や、舞姫の場面が無いことが指摘され、その注文主についても諸説が挙げられている。福井利吉郎は、平家の忠度・維盛・重衡が描かれていることから、高倉天皇の母、建春門院が平氏の全盛時代の記録を図ったものとし、源豊宗は企画者として後白河上皇を考え、また鈴木敬三は舞姫の場面が無く、舞姫に供奉する童女の場面のみがあることから、この年童女を出した大炊御門頼實の一門が記念に描かせたと見る。<sup>(注6参照)</sup>

しかし鈴木説の『承安五節絵』が童女を出した記念にしては、描写の重点は童女でなく參集する公卿たちの顔に置かれている。しかも当時、この絵巻のように実在の公卿の顔をあからさまに描くことは、容易なことではなかつた。平安末期には、天皇や貴族の肖像画がほとんど作られなかつたように、身分がより高い者の顔をあらわに描くことははばかられ、現にこの絵巻でも天皇の姿は竹叢に隠されている。従つて『承安五節絵』のように参加者の顔をあらわに描く絵巻の製作が可能であるのは、顔が描かれた人物より高位の者に限られてくる。当時、最高位が左大臣の大炊御門一族では、同輩から摂政に亘る総ての顔貌を自由に描かせるまでには至らない。

天皇以外の全ての公卿を似絵で表すような絵巻を企画できる立場にある人物は、源説の後白河上皇とその周辺に絞られる。福井説の建春門院も不可能ではないが、それにしては忠度が後ろ姿で、重衡が目立たぬ後方に描かれるよう、平氏の描き方が希薄である。さらに傍証として、『承安五節絵』のいづれの模本も絵巻の縦幅が約四十センチメートルと、後白河上皇が製作させた『年中行事絵巻』の模本と同じく、平安末期の普通の絵巻よりも相当大きい寸法であることを挙げておきたい。

いまだ『承安五節絵』には解明できないことが多い。何の意図で描かれたのか、描かれているのは詞書通り承安元年の行事か、或いは天皇が出御した承安二年か、そして厳密に言えばいつ製作されたかさえも定かではない。

たしかに過去の出来事を後世に取り上げて、絵巻とすることは少なく

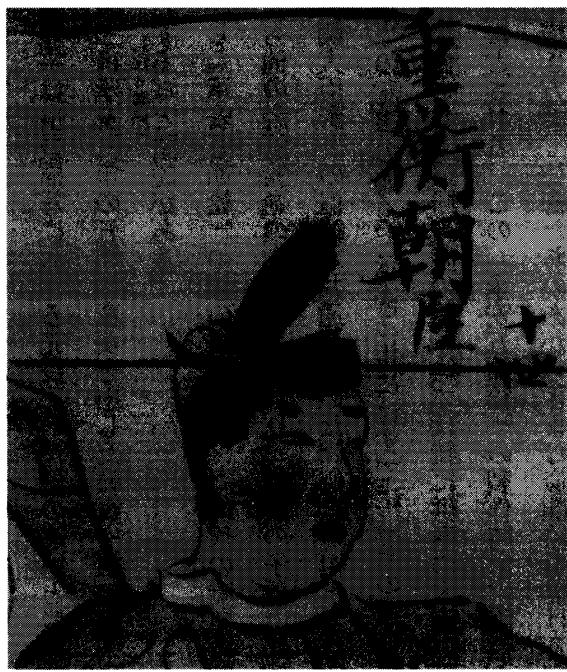


図16-1 早大乙本『承安五節絵』  
一段 左馬頭重衡

ない。しかし『承安五節絵』の製作時期は、実際に行事が行われた時点からさほど遠くないのではないか。この絵巻には直後の源平争乱に関わった者が多く含まれているが、基房や兼實をはじめとする藤原氏も、当時からは想像もつかぬ最後を遂げる平重衡（図16-1）や維盛（図16-2）も、特に美化も醜悪化もされずに、集団の中に淡淡とその年齢の人物らしい現実的な顔立ちで描かれ、後世の人物評価によって配置や描写が左右された形跡は見られないからである。



図16-2 早大乙本『承安五節絵』  
二段 維盛

平安末期に後白河上皇が企画した絵巻の多くは失われ、承安三年の『玉葉』に記された、近臣たちの似顔を藤原隆信に描かせたという最勝光院の障子絵も残存しない。『承安五節絵』は承安元年か二年の行事を描いているので、承安三年のこの障子絵に先立つか同時代の作ということとなる。模本とはいってこの絵巻は、似絵の最初期の様相を知るための唯一の絵画資料として、無視することはできない。

注

(1) 村重寧「似絵の意義」『日本の美術』三八七「天皇と公家の肖像」至文堂

平成十年

(2) 伝源頼朝、平重盛、藤原光能像を隆信作とする『神護寺略記』の当否をめぐる論争は、現在も決着を見ていない。『隨身庭騎絵巻』の巻頭の三名も隆信作の可能性が言われるが、高官ではない随身と公卿とでは描かれ方が異なるので、本論では扱わない。

(3) 加茂重保堂の障子の歌仙像に内大臣実定を描かなかったことの言い訳に「位高き御すがたははばかりてかかぬ」という慣習が引き合いに出されている。

(4) 梅津次郎「鎌倉時代大和繪肖像畫の系譜」『佛教藝術』一三三号 昭和二十九年

(5) 源豊宗「承安五節絵について」『人文論究』十一―四号 昭和三七年(『大

和絵の研究』角川書店 昭和五一年に再録・詞書の翻刻あり)

(6) 鈴木敬三「承安五節絵考」『国学院大学大学院紀要』六号 昭和五十年

(7) 宮次男「鎌倉時代肖像畫と似絵」『日本繪卷物全集』一六卷 昭和五三年

(8) ①「『承安五節絵』詞書 本文と校異」『研究と資料』一九輯 平成五年

②「『承安五節絵』詞書 本文と校異 补遺」『研究と資料』三〇輯 平成五年

五年

③「『承安五節絵』の流伝」『東京成徳短期大学紀要』一七号 平成六年

④ コラム「金刀比羅宮本『承安五節絵』について」『研究と資料』三一

輯 平成六年

——住吉内記系の模本による——

(5) 新資料紹介「早稲田大学図書館蔵『承安五節之図』」『研究と資料』四〇輯 平成十年

(6) 「『承安五節絵』の諸本—模本五種の補遺を中心に—」『研究と資料』四一輯 平成十一年

(9) 「宗直は平安内裏の考証資料として承安五節絵屏風を模写し、絵巻の体裁に直したのである。注意すべき点は宗直の興味が絵巻の芸術性ではなく、有職故実の方にあつたという点である。」(川島絹江8-1③)

(10) 川島は早大乙本と同一図と推測したのか、最新の『『承安五節絵』の諸本—模本五種の補遺を中心にして—』では小堀旧蔵本には全く触れていない。確かに図版で見る限り巻末は識語まで酷似しているが、両者は一部の顔の輪郭の描き方、黒岑の注記と印の有無も異なる別本である。

(11) 鈴木敬三『初期絵巻物の風俗史的研究』に小堀安雄氏所蔵として奥書が紹介され、これとおぼしき模本が全巻図版掲載されている。

(12) 東京国立博物館には『承安五節絵』の模本が三本あり、便宜上甲本と仮称される。各本の表記の詳細は川島論文(注8-⑥参照)。源(注5参照)・川島(注8-①)の底本。(注4)(注5)(注29)に部分図版掲載。

(13) 東海大学中央図書館桃園文庫所蔵『承安五節絵』写本一軸 所蔵番号二九〇九。川島論文(注8-①)で紹介されたもの。

(14) 川島によって紹介されたもので、論文(注8-⑥)に巻末図版が掲載されている。京都大学は文学部にも宗直系一本を所蔵しているので京大図書館本と称される。

(15) 早稲田大学図書館の所蔵記録は、所蔵番号チ四・六二〇四『承安五節之

図』一巻（元本・紙本淡彩）安永五年（一七七六）中原常改識語 長谷川重

ない。

喬画。川島の新資料紹介「早稲田大学図書館蔵『承安五節之図』」（注8）によつて紹介され、概要と購入の経緯、識語と資料的価値、各段の他本との異同、全巻の影印写真が掲載されている。同図書館はこの一九九五年購入本の他に、以前から松などを描き込んだ宗直系の零本（チ四・一〇三六『承安五節図』一巻 五段以降のみで詞書六段を欠く・一部淡彩）も所蔵しているので、在来本は早大甲本、新出の『承安五節之図』は早大乙本と仮称されている。

（16）早大図書館の所蔵記録の模写年、絵師はこの識語に拠る。長谷川重喬は

『古畫備考』六武家に、「長谷川九郎助橋重喬、両御番高四百俵 寛政元年六月晦日没、年四十四、學榮川院有梅雪菴印（以下略）」と見える。ただし平成十二年の美術史学会東支部例会での本図の紹介後、朱書きで識語の右上に「イニ」とあるのは異本の識語を写したものではないかという意見を頂いた。図版に近似する識語が見える小堀氏旧蔵本との関係が注目される。

（17）『初期絵巻物の風俗史的研究』第一章「藤木謙初の服飾上の相違」第三項

「承安五節絵詞」吉川弘文館 昭和三五年

（18）東博本・京大図書館本・早大乙本はいずれも、厚手の紙で裏打ちされている。

（19）ここでは、記名の無い公卿や下人、女性は対象外とした。

（20）一方、早大乙本とは奥書と末尾の識語まで、文字を明確に識別できないものの字配りも同じである。小堀本は早大本と東博本の系統に属することにはなるが、この三者の関係は、小堀本を実見できぬ現在、判断することができ

（21）仮に他者に譲る目的で複製したとすれば、説明的な長い奥書の桃園・京大本系統が後者に基づいたものではないだろうか。

（22）京大本・桃園本よりも眉や鬚の描写が丁寧で欠落が少ないと、顔の輪郭を額から瞼にかけてと頬の丸みを分けずに一筆で卵形に描いた東博本を避けたため、引き続き早大乙本を底本とする。

（23）「着衣は簡略類型的であるが、面貌は綿密で、目は上下のまぶたを描き、瞳を丁寧に描くなど、像主の特徴をとらえて個性の表出が指向され」（佐伯英里子 用語解説「似絵」「絵巻物総覧」角川書店 平成七年）。

（24）本論では比較対照する似絵の絵巻として、三の丸尚蔵館本『天子摶闐大臣影』、京都国立博物館蔵『公家列影図』、北村家本『中殿御会図』を取り上げる。この三者は宮次男「中殿御會圖について」（『日本繪巻物全集』二六卷昭和五三年（ただし『公家列影図』は徳川本が用いられる）において、共通する人物間の顔の比較から、三者ともに似絵として描かれたと判断されたものである。

（25）一方、源豊宗がいう『承安五節絵』の個々の人物が重なり合わず、体が背を見せている人物も顔を後ろに振り向けて相貌をあらわにして構成が、「群像的な似絵の常套手段」であることは、源自身が『中殿御会図』と近似していることによって裏付けている（注5参照）。

（26）榎原吉郎「歌神・歌聖一人魔像を中心に」『土佐派絵画 資料目録

（27）福井利吉郎 第二章「伴大納言繪と常盤光長」「承安五節繪（一）其の作

風」・「承安五節繪（一）背後の作家建春門院」『岩波講座日本文学』「繪卷物概説」（下）岩波書店 昭和八年

(28) さらに隆信が最勝光院の障子絵で描いたのは顔のみで、他は常盤光長が担当したとされるので、『承安五節繪』にも同様に、顔と他の部分が別筆か否かの問題も出て来る。しかし模本の中に色名が細かく書き残されている彩色や、装束の細かい文様までもが、当初からのものか、屏風に仕立てられたときの加筆かを、模本によって判断することはできないので、顔以外も同一筆者であるか否かはわからない。

(29) 山本陽子「絵巻における天皇の姿の表現」『MUSEUM』五六四号 平成十二年

(30) 実測したところは、早大乙本で四〇・四センチメートル、桃園文庫本三八・六センチメートル、京大本三八センチメートルである。

(31) 詞書通りの承安元年には第三段の図に見られるような天皇の出御は無く、翌二年には天皇が出御したので、源（注<sup>5</sup>参照）、鈴木（注<sup>6</sup>参照）論文で見解が分かれている。